

堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談) 072-221-7146



11月1日は「計量記念日」、11月は「計量強調月間」です



日々の買い物や郵便の発送、体重の測定など、私たちの生活のあらゆる場面で「はかる」ことが行われています。

現在の計量法は平成5年11月1日に施行されました。この日を記念して、毎年11月1日を「計量記念日」、そして11月を「計量強調月間」としています。

計量制度は、私たちの暮らしを支える社会の重要な基盤です。

<ふるさと納税の偽サイトに注意>

ふるさと納税を巡り、寄附金の詐取を目的とする複数の偽サイトの存在が確認されています。実際に寄附者が金銭をだまし取られる被害も発生しています。

安全に寄附するために 次のポイントをチェック！

- ✓ 割引や値引きの表示はないか？（ふるさと納税に値引きはありません）
- ✓ 支払先の口座名義が事業者と同じか？（名義が違う場合は危険）
- ✓ 会社情報（住所・電話・メール）があるか？（記載がないサイトは要注意）
- ✓ 日本語が不自然でないか？（誤字や変な文章は偽サイトの特徴）
- ✓ 自治体ページはあるか？（商品だけのページは怪しい）



偽サイトに 注意！！

偽サイトの手口は巧妙になりつつあります。注意を怠ると被害に遭う恐れがあります。

怪しいと感じた場合は、申し込む前に各自治体に確認しましょう。

困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが

堺市立 消費生活センター



(旧ツイッター)やってます！
フォローしてね！

住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階（堺東駅前スク）
電話 (相談) 072-221-7146 (事務) 072-221-7908
FAX 072-221-2796

